

鹿児島県保育所等物価高騰対策支援等事業費補助金申請の手引き

1 事業の目的

物価高騰による子育て世帯への負担軽減を図るとともに、栄養バランスや量を保った従前どおりの給食等の実施が確保されるよう、私学助成園等へ必要な経費を支援する。

併せて、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている保育所等が、安心・安全で質の高いサービスを提供し、安定的な運営を行えるよう、LPガス使用に係る経費の一部の補助を行う。

2 対象とする施設

(1) 給食支援

県内の私学助成園及び知事に届出（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2の規定による届出）を行った私立の認可外保育施設（鹿児島市所管を除く）

※今回の御案内は、県が直接補助を行う施設に送付しています。

上記以外の施設（保育所、認定こども園、地域型保育事業所及び鹿児島市の認可外保育施設）については、各市町村にお問い合わせください。

(2) LPガス支援

県内の私立の保育所、認定こども園、地域型保育事業所、新制度移行幼稚園、私学助成園、知事に届出（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2の規定による届出）を行った認可外保育施設（鹿児島市所管を除く）

3 今回申請の対象期間

(1) 給食支援

令和5年10月～令和6年3月

(2) LPガス支援

令和5年10月～令和6年3月

※給食支援（令和5年4月～9月分）、LPガス支援（令和5年1月～9月分）について未申請の施設は事務局へ御連絡ください。

4 補助金の計算方法

(1) 給食支援

給食費の基準単価（※1）× 物価上昇率（※2）× 対象園児数（※3）

※1 主食費のみ：3,000円、副食費のみ：4,500円、主食費+副食費：7,500円
（国が目安として示している食材料費（月額））

※2 10%として算定

※3 毎月初日の園児数

(2) LPガス支援

施設単位ごとの定員区分の補助基準額（※1）×対象施設数

※1 補助基準額は以下のとおり

○保育所，認定こども園，地域型保育事業所，新制度移行幼稚園

定員区分	補助基準額
50人以下	2,000円/施設
51人～150人	4,000円/施設
151人以上	8,000円/施設

○私学助成園，認可外保育施設（鹿児島市所管を除く）

定員区分	補助基準額
50人以下	4,000円/施設
51人～150人	10,000円/施設
151人以上	16,000円/施設

5 補助の要件

(1) 給食支援

原則として，以下の要件をすべて満たす場合，補助の対象となります。（※）

- (1) 園児に給食等を提供し，保護者から給食費等を実費徴収していること
- (2) 物価上昇に起因する給食費の値上げを行っていないこと
- (3) 給食を月10日以上実施していること

※ (1)から(3)は原則的な取扱いであり，補助の要件の詳細については，県ホームページ（5その他）に掲載しているFAQを御確認ください。

ホーム > 健康・福祉 > 結婚，妊娠・出産，子育て > 子ども・子育て支援施策
> 保育所等物価高騰対策支援等事業費補助金について

県HPアドレス：<https://www.pref.kagoshima.jp//ae32/kyushoku.html>

(2) LPガス支援

鹿児島県保育所等物価高騰対策支援等事業予算の議決日（令和5年10月4日）に開設されており，LPガスを使用している施設

6 補助金申請の流れ

(1) 申請期間

令和6年2月1日（木）から～令和6年2月29日（木）

(2) 申請書類

ア 保育所等物価高騰対策支援等事業費補助金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）

イ 保育所等物価高騰対策支援等事業費補助金計算書（第1-1号様式）

ウ その他必要と認める書類（毎月初日の園児名簿）（※給食支援を申請する場合のみ）

※これまで鹿児島県保育所等物価高騰対策支援等事業事務局からLPガスに係る補助金を受けていない施設で、今回、新たにLPガス支援を申請する施設は、LPガスの使用実態を確認できる資料（LPガスの請求書検針票等の写し）についても併せて提出してください。

これまで、LPガスに係る補助金を受けている施設につきましては、LPガスの使用実態を確認できる資料の提出は不要です。

※前回、鹿児島県保育所等物価高騰対策支援等事業事務局から補助金の交付を受けた振込口座と異なる口座への振込を希望する場合は、振込先口座の通帳の写し（通帳の表面と開いた1・2ページ目）も添付すること。（前回と同一の場合は、添付不要）

※「イ 保育所等物価高騰対策支援等事業費補助金計算書(第1-1号様式)」については、申請内容により、使用する様式が⑤～⑧に分かれますので、「鹿児島県保育所等物価高騰対策支援等事業費補助金申請の流れ」を御参照ください。

(3) 提出方法

申請書は、メール、FAX、郵送（郵送の場合、簡易書留やレターパックなど、追跡可能な手段であることが望ましい）のいずれかの方法により送付してください。

なお、申請漏れ防止の観点から、メール、FAX送信後は、事務局宛て（099-208-0245）送付した旨の電話連絡をお願いします。

郵送の場合は、事務局（鹿児島東郵便局留）宛てをお願いします。

(4) 審査・支払

提出された申請書の内容について、支給要件を満たしているか審査します。

申請書類に不備がある等、必要な場合は、電話等にて御連絡させていただきます。

不備がない場合は、交付決定及び交付確定通知書を申請者宛て送付するとともに、指定の口座に補助金をお支払いします。

(5) その他（令和6年2月・3月分に係る給食実施要件の取扱いについて：私学助成園等）

今回の補助金の申請期限を令和6年2月29日（木）としていることから、令和6年2月・3月分に係る給食実施要件については、以下のとおり取り扱います。

併せて、記載例についても参照してください。

① 令和6年1月に給食を月10日以上実施している施設

⇒令和6年2月と3月においても、給食を月10日以上実施しているものとして取り扱います。

② 令和6年3月初日の在園児は2月初日と同じ人数としてください。

③ 令和6年1月に給食を月10日以上実施していない施設について

⇒令和6年2月の献立表と2月の園児名簿を提出してください。

7 関係書類の保管

本事業に係る書類（交付申請書等提出書類一式の写し、交付決定及び交付確定通知書等）は、事業終了年度の翌年度から5年間保管してください。

8 その他

- (1) 申請に当たっては、別添「鹿児島県保育所等物価高騰対策支援等事業実施要領」及び「鹿児島県保育所等物価高騰対策支援等事業費補助金申請の手引き」を御確認ください。
- (2) 申請書様式及びFAQ等については、県ホームページにも掲載していますので、御活用ください。

ホーム > 健康・福祉 > 結婚, 妊娠・出産, 子育て > 子ども・子育て支援施策
> 保育所等物価高騰対策支援等事業費補助金について

- (3) 虚偽の申請等を行ったことが判明した場合は、交付決定を取り消し、補助金を返還していただくことがあります。

9 申請書類の送付先・申請に関するお問合せ先

鹿児島県保育所等物価高騰対策支援等事業事務局

〒892-8799 鹿児島東郵便局留

TEL : 099-208-0245 FAX : 099-208-0255

Mail : jimukyoku@kago-hoikubukkashien.jp

※電話での問合せ時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

10 申請書類の入手先について

申請書類については、県ホームページ「4 各種様式」にも掲載しております。

ホーム > 健康・福祉 > 結婚, 妊娠・出産, 子育て > 子ども・子育て支援施策
> 保育所等物価高騰対策支援等事業費補助金について

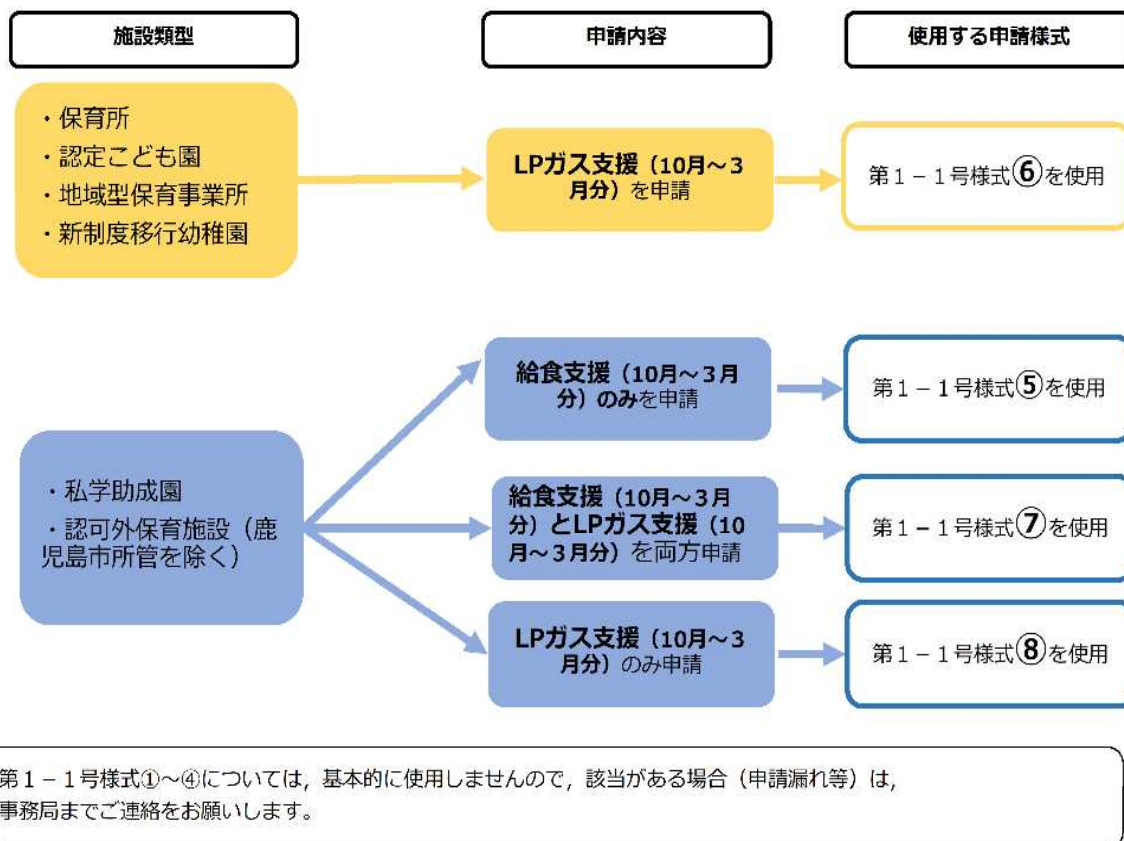
県 HP アドレス : <https://www.pref.kagoshima.jp//ae32/kyushoku.html>

鹿児島県保育所等物価高騰対策支援等事業費補助金申請の流れ

1 申請フロー

施設類型と申請内容により、使用する申請様式（第1-1号様式）が⑤～⑧に分かれますので、申請内容に合わせて、使用する申請様式を選択してください。

【施設類型と申請内容による申請様式チャート】



2 申請にあたっての留意点

- ・ 令和6年2月1日（木）から申請書類の受付を開始します。
- ・ 私学助成園，認可外保育施設（鹿児島市所管を除く）が給食支援（10月～3月分）とLPガス支援を両方申請する場合は、「第1-1号様式⑦」を使用してください。
- ・ 給食支援に関しては、10月～3月分をまとめて申請して頂くこととなります。なお、特定の月に給食を月10日以上実施しなかった場合は、第1-1号様式の対象園児数の特定の月に0と記入してください。（例えば、12月に月10日以上給食を実施しなかった場合、12月の対象園児数には「0」と入力してください。）
- ・ 「園児名簿」については、申請月初日に在籍している園児が確認できる名簿を添付してください。なお、補助金申請の手引き6（5）②に記載のとおり、令和6年3月初日の在園児は2月初日と同じ人数としてください。なお、その場合は、令和6年2月初日時点の在籍園児名簿と同じものを添付してください。
- ・ ※園児名簿については、施設で作成している既存の名簿でも可。ただし、全ての名簿に日付や施設名、法人名等を必ず記載してください。
- ・ 申請書類の作成に当たっては、別添の「記載例」を参考にしてください。

3 申請内容毎の申請様式と添付資料

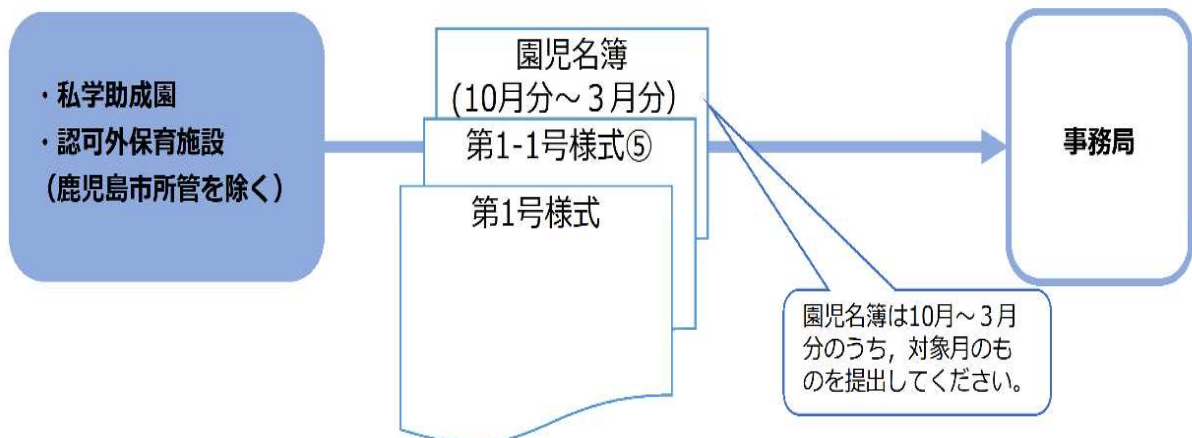
(1) 保育所，認定こども園，地域型保育事業所，新制度移行幼稚園がLPガス支援を申請する場合（第1-1号様式⑥を使用）



※これまで鹿児島県保育所等物価高騰対策支援等事業事務局からLPガスに係る補助金を受けたことのある施設はLPガスの請求書，検針票などの写しの提出は不要です。

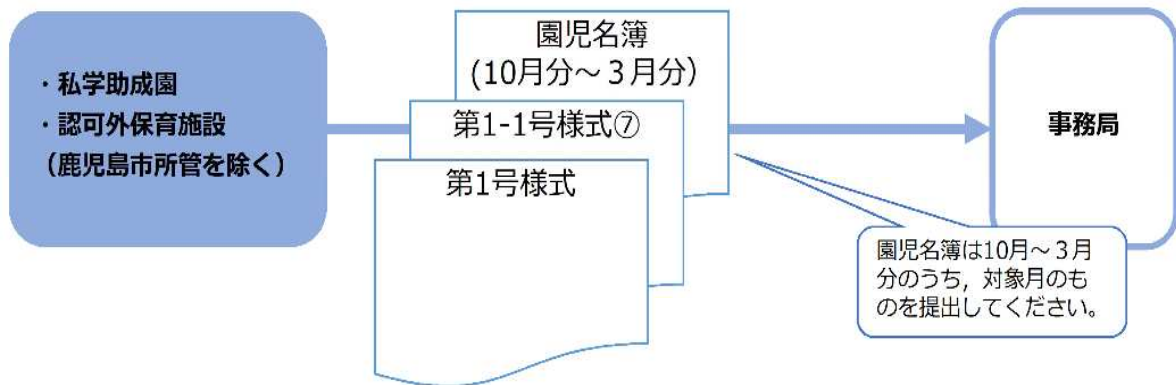
※今回の補助金の振込口座が前回，鹿児島県保育所等物価高騰対策支援等事業事務局から補助金の交付を受けた振込口座と同一の場合，通帳の写しは不要です。（前回の口座と異なる口座の場合は，通帳の写し（通帳の表面と開いた1・2ページ目）を添付してください）

(2) 私学助成園，認可外保育施設（鹿児島市所管を除く）が給食支援のみ（10月～3月分）を申請する場合（第1-1号様式⑤を使用）



※今回の補助金の振込口座が前回，鹿児島県保育所等物価高騰対策支援等事業事務局から補助金の交付を受けた振込口座と同一の場合，通帳の写しは不要です。（前回の口座と異なる口座の場合は，通帳の写し（通帳の表面と開いた1・2ページ目）を添付してください）

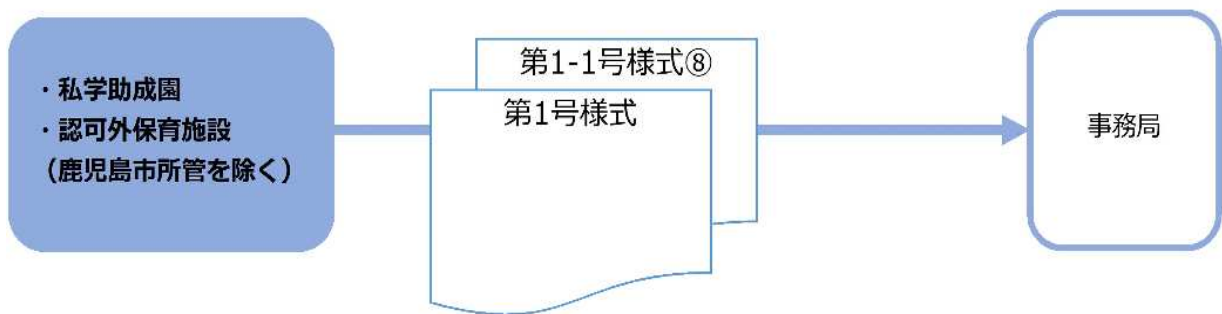
**(3)私学助成園，認可外保育施設（鹿児島市所管を除く）が
給食支援（10月～3月分）とLPガス支援を両方申請する場合（第1-1号様式⑦を使用）**



※これまで鹿児島県保育所等物価高騰対策支援等事業事務局からLPガスに係る補助金を受けたことのある施設はLPガスの請求書，検針票などの写しの提出は不要です。

※今回の補助金の振込口座が前回，鹿児島県保育所等物価高騰対策支援等事業事務局から補助金の交付を受けた振込口座と同一の場合，通帳の写しは不要です。（前回の口座と異なる口座の場合は，通帳の写し（通帳の表面と開いた1・2ページ目）を添付してください）

**(4)私学助成園，認可外保育施設（鹿児島市所管を除く）が
LPガス支援のみを申請する場合（第1-1号様式⑧を使用）**



※これまで鹿児島県保育所等物価高騰対策支援等事業事務局からLPガスに係る補助金を受けたことのある施設はLPガスの請求書，検針票などの写しの提出は不要です。

※今回の補助金の振込口座が前回，鹿児島県保育所等物価高騰対策支援等事業事務局から補助金の交付を受けた振込口座と同一の場合，通帳の写しは不要です。（前回の口座と異なる口座の場合は，通帳の写し（通帳の表面と開いた1・2ページ目）を添付してください）